

2020年3月31日

京都市長

門川大作 様

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて
認定審査会の「合議」が成立するよう再検討を求める

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

謹 啓

平素より、市民の生命と健康を守る施策の推進にご尽力賜りますこと、心より御礼申し上げます。

さて、貴市は去る3月19日、介護認定審査委員各位へ「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて」を送付しました。

今日の状況に鑑み、特定の会場に委員が集まらない形で認定審査を行う方向性は止むを得ないものと理解します。しかし貴市が、委員宛の書面で示された方法は①委員の先生が事前に事務局（4月1日以降は委託先スタッフの在籍する「介護認定給付事務センター」）にファクスで意見を送れば合議に出席と取り扱い、②合議体の責任者またはその職務代行者を含め「1名以上の委員」が、事務局と直接協議、ファクスで受け取った意見のとりまとめを報告、ファクスを送信した委員も含めた過半数で「合議体としての審査範囲を行う」ものであり、これは合議とは呼ばないのではないのでしょうか。通常、審査会の現場では事務局より修正点の申し出がなされ、それを受けての合議によって基準時間や要介護度自体が変更となる場合もあります。ファクスのみの対応ではこうした対応が不可能ですが、どうされるおつもりですか。

貴市が根拠に示した国の事務連絡（令和2年2月28日）は、「ITC等の活用によって合議できる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はない」こと、そして「機器の整備等がない場合、例えばあらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ」ることは認めています。書面を取り寄せた上で「電話を介して合議を行い、判定を行うような取り扱いとしてもよい」としています。

したがって国の求めているのはあくまで「合議」です。合議を成立させるためには、4月以降は介護認定給付センターのスタッフが最低限の業務として、ファクスを送ってこられた委員も含め、全員の意見調整が必要となるはずです。

要介護認定は重要な行政処分です。集まることができないのなら、その代わりに対策を、考えられる最高の水準で行えるよう、知恵と財政の投入が必要と考えます。

以上のことから、貴市における「臨時的な取り扱い」が認定審査会における合議が成立するものとなるよう、再検討を強く求めるものです。

謹 白